

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森 次 茂 廣

被告

第16準備書面

令和4年6月9日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士

同

同

(担当) 同

被告準備書面17に対する反論

1 第1の1乃至2について

被告は、サイレントロボが振動規制法、騒音規制法上の「特定建設作業」における対策に関する測定及び表示機器である旨主張する。被告は、従前から振動規制法上、振動の測定が鉛直方向（Z軸）についてのみ行われるものであることから、サイレントロボも2チャンネル測定である旨主張しているが、第13準備書面第1の1（2）で主張したとおり、4チャンネル測定であっても、当然鉛直方向（Z軸）の測定は行うため、

振動規制法上要求される測定を行うことは可能である。したがって、振動規制法が要求する測定が鉛直方向（Z軸）であっても、測定機器が2チャンネルとなる必要はない。

加えて、第13準備書面第2の1（2）で述べたとおり、3方向（X軸、Y軸、Z軸）で測定すればより精度の高い振動を計測することができ、かつサイレントロボで使用することが予定されている公害振動レベル計（乙3の8枚目、乙4）自体が3方向の測定を前提としたものであるため、そもそも容易に4チャンネルでの測定に対応することが可能な状況である。被告としても、そもそもサイレントロボの制作仕様書（乙3）やカタログ（乙4）では4チャンネル（3方向での測定）を前提とした記載をしていることからすると、サイレントロボの発注者との間で仕様書等に記載のある性能を備えていないとしてトラブルになるリスクがあるにもかかわらず、あえて2チャンネルを前提としたプログラム（乙23）を作成するとは通常考えられない。また、これまで原告が被告に納品している同種のプログラムは全て3方向の振動を測るものであったことからすると、サイレントロボに限り、精度の低い振動を計測するプログラムを作成することは不自然である。

よって、乙23号証は、サイレントロボのソースコードではない。

2 第1の3乃至4について

被告は、サイレントロボに精密な振動計算は求められていない旨主張する。しかしながら、原告が乙23号証について指摘する点は精密な計算を前提としたものではなく、後述3も含めサイレントロボの根幹と言っても過言ではない部分である。例えば、原告が指摘する最大値を求める処理が最小値を選出する処理となっている点により、サイレントロボは大きな振動や騒音を測定することができない状態に至っているが、大

きな振動や騒音を測定できないのであれば、問題のある騒音振動を捉えることができず、サイレントロボを設置する目的が達成できない。

3 第2の1について

測定レンジの表記方法については見解が分かれるところではあるが、原告第15準備書面1で述べたとおり、被告16準備書面第1の3の「測定レンジ・出力電圧一覧表」を前提としても、乙23号証の電圧から物理値に変換するソースコード（乙23号証28頁の6行目乃至16行目参照）に誤りがある状況である。したがって、乙23号証を使用した場合、サイレントロボの測定値は常に誤っていることとなり、上記2の点や原告がこれまで指摘した点も踏まえると、乙23号証が実用されていたとは考え難い。

4 第2の3について

乙43号証により、「現場事務所」の箇所に【騒音・振動監視用PC】が用いられていることが分かるが、甲43号証の倉敷警察署のフォルダに「騒音振動dB監視・事務所側」という記載があるため、上記【騒音・振動監視用PC】と関連して甲8号証-2が使用されていた可能性がある。原告第14準備書面第3で述べたとおり、当時乙23号証が存在するのであれば、被告としても自社で開発した乙23号証又は乙23号証を修正したものを騒音振動測定プログラムとして納品するものと考えられる。もっとも、被告は甲8号証-2を納品していることからすると、乙23号証は平成24年5月当時存在しておらず、それよりも前に開発された可能性のあるサイレントロボのソースコードとしても利用されていないものと考えられる。

以上